

おうちサポートパック利用規約

(規約の適用)

第1条 株式会社ヤマダホールディングス（以下「当社」といいます。）は、この「おうちサポートパック利用規約」（以下「本規約」といいます。）により本サービスを提供します。

(定義)

第2条 本規約で使用する用語の意味は、本規約に別段の定めがない限り、当社が定めるYAMADA Air Mobile WiMAX 通信サービス契約約款で定義する用語の意味に従うものとします。

2 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 本サービス	BLUE AMBULANCE 株式会社が出動サービス規約（以下「提携サービス利用規約」といいます。）に定める各種出動サービス（以下「提携サービス」といいます。）について、当社が「おうちサポートパック」の名称によりその利用に関する電話相談及び契約申込みの取次ぎを行うサービス
2 利用契約	本規約に基づき当社から本サービスの提供を受けるための契約
3 契約者	当社と利用契約を締結している者
4 会員契約	YAMADA Air Mobile WiMAX 通信サービス契約約款に定める会員契約であって、利用契約の申込みの際現に当社とその申込みをした者との間に締結されているもの
5 受付センター	当社の委託により本サービスに関する業務を行う者の事業所

(契約の単位)

第3条 当社は、1の会員契約ごとに1の利用契約を締結します。

(申込者の条件)

第4条 利用契約の申込みをすることができる者は、現に料金契約を締結しているYAMADA Air Mobile WiMAX 契約者とします。

(申込みの方法)

第5条 利用契約の申込みは、当社所定の方法により行っていただきます。

2 前項の場合において、利用契約の申込みをしようとする者は、本規約のほか、当社が定める「オプションストア規約」に同意のうえで申し込んでいただきます。

(申込みの承諾)

第6条 当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込内容に虚偽事項、誤記又は記入漏れがあるとき。

(2) 利用契約の申込みをした者が、本規約により生じる債務の支払いを怠るおそれがあるとき。

- (3) 利用契約の申込みをした者が、YAMADA Air Mobile WiMAX 通信サービス契約約款に定める利用停止の要件に該当し、YAMADA Air Mobile WiMAX 通信サービスの利用を停止され、又はその料金契約若しくは会員契約を解除されたことがあるとき。
- (4) 利用契約の申込みをした者が本規約に違反したことがあるとき。
- (5) 利用契約の申込みをした者が指定した会員契約に料金契約が属していないとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 4 利用契約は、当社がウェブページにその申込みを受け付けた旨を表示した時点で成立するものとします。

(本サービス及び提携サービスの利用)

- 第7条 契約者は、本サービス及び提携サービスを利用しようとするときは、当社の指定する電話番号に架電することにより受付センターへ申し出ていただきます。
- 2 受付センターの対応時間は、当社が別に定めるところによります。
- 3 提携サービスの提供の可否及びその提供条件については、提携サービス利用規約の定めに従っていただきます。

(利用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

- 第8条 契約者が利用契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、第三者へ譲渡することができません。

(契約者が行う利用契約の解除)

- 第9条 契約者は、利用契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、利用契約は、当社にその通知が到達した日を含む料金月の末日をもって終了します。

(当社が行う利用契約の解除)

- 第10条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対し何ら催告等を行うことなく、その利用契約を解除できるものとします。
- (1) 契約者が本規約に違反したと当社が判断したとき。
- (2) その他利用契約を継続することが不適当と当社が判断したとき。
- 2 当社は、前項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

(利用契約の終了)

- 第11条 利用契約は、前2条によるほか、次の各号のいずれかに該当した場合は、その事象が発生した日を含む料金月の末日をもって終了するものとします。
- (1) 会員契約が終了したとき。
- (2) 会員契約に属する料金契約がなくなったとき。
- 2 当社は、前項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

(利用料金の支払義務)

- 第12条 契約者は、利用契約が成立した日を含む料金月から起算してその利用契約が終了した日を含む料金月までの期間について、下表に定める利用料金を支払っていただきます。なお、利用料金の日割りは行いません。

区 分	料金額 (税込抜)
利用料金	1 利用契約ごとに月額 330 円

2 提携サービスの利用に係る料金等は、提携サービス利用規約の定めに従っていただきます。

(利用料金の支払い)

第 13 条 当社は、本規約に別段の定めがない限り、利用料金の減額及び免除並びに受領済みの利用料金の返金を行いません。

2 契約者は、当社が定める「オプションストア規約」の定めに従って利用料金を支払っていただきます。

(免責)

第 14 条 当社は、本サービスの提供に関連して契約者が被った損害等について、当社の故意又は重大な過失により発生した場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

2 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題の完全な解決を保証するものではありません。

3 当社は、契約者からの問合せを遅滞なく受け付けることを保証するものではありません。

附 則 (14-OP-013 号)

本規約は、平成 26 年 2 月 20 日から実施します。

附 則 (20-OP-003 号)

(実施時期)

1 本改正規定は、令和 2 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 本改正規定実施前に成立した利用契約に係る利用料金の適用については、なお従前のとおりとします。

附 則 (21-OP-002 号)

本規約は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。